

京都市告示第 267 号

平成27年4月1日京都市告示第1号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます（手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務委託の中止）。

平成27年 7月21日

京都市長 門 川 大 作

	氏名又は名称	住所	改正内容
1	浅田文七商店	京都市北区大宮南田尻町24	取扱中止により 削除
2	八瀬簡易郵便局	京都市左京区八瀬秋元町589	取扱中止により 削除
3	三好商店	京都市中京区姉小路通衣棚東入突抜町138	取扱中止により 削除
4	レディスファッション ひっじや	京都市下京区六条通新町西入る若宮町535	取扱中止により 削除
5	有限会社リカーショップ 比良岡	京都市南区久世大藪町325	取扱中止により 削除
6	株式会社ポプラ ポプラ京都南インター店	京都市南区上鳥羽石橋町27-1	取扱中止により 削除
7	株式会社グルメシティ近畿	大阪府吹田市江坂町1丁目18番10号	取扱中止により 削除

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)